

**出生届の差別記載や戸籍続き柄差別記載の廃止に向け
市区町村議会への陳情（請願）に取り組んでいます。
ぜひ居住地の市区町村議会へ陳情（請願）を！**

2013年9月4日の最高裁大法廷は、婚外子相続差別規定は憲法違反と判断しましたが、婚外子差別撤廃が実現したのは相続差別規定の廃止だけでした。相続差別規定を最大の根拠としていた出生届の差別記載や戸籍の続き柄差別記載などの婚外子差別法制度はそのまま維持されています。

9月26日に最高裁小法廷が出生届の差別記載を合憲としたのだからとの理由で、自民党保守派が強く反対し、出生届の差別記載廃止の戸籍法改正案提出が見送られてしまいました。

この状況を何とか打開し婚外子差別撤廃を実現するために、多くの市区町村議会から国に意見書を出してもらおうと考え、市区町村議会への請願に取り組んでいます。

もし居住地の市議会に出してみようという方はこの請願書をご活用下さい。交流会と連名あるいは個人名のみでの提出でもかまいません。

陳情（請願）された方はぜひ、交流会までご一報いただけますか。